

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

		G Bの金額から他の税目における更正の請求に基づく減額更正に係る部分を控除した額	H Cの隠蔽又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	I 非 正 当 事 由 部 分 の 額	J 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額	
暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	円	/	円	/	
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②					
	配偶者控除額 ③					
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④					
	基礎控除額 ⑤	,000				
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥	,000		円 ,000		円 ,000
	⑥に対する税額 ⑦					
	外国税額の控除額 ⑧					
	医療法人持分税額控除額 ⑨					
	差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩					
相続時	(特定贈与者氏名) ⑪	円	円	円	円	
	課税価格					
精算課税分	特別控除額 ⑫					
	⑫の控除後の課税価格(⑪-⑫) ⑬	,000	円 ,000	円 ,000	円 ,000	
	⑬に対する税額 ⑭	00	00	00	00	
	外国税額の控除額 ⑮					
	差引税額(⑭-⑮) ⑯					
合計	課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑰	円	円	円	円	
	差引税額の合計額(⑩+⑯) ⑱	ホ 00	ヘ 00	ト 00	00	
	増 差 税 額 ⑲	(ホ-イ) 円 00	(ヘ-イ) 円 00	(ト-イ) 円 00	00	

あなたに通知した 年分 贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第8項の規定による加算税の基礎となる税額
増 差 税 額	(⑭-⑮) 円	(⑲-⑳-㉑+㉒) 円
加算税の基礎となる税額	(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000

(注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。
5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑯」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。
6 「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「⑲-⑳」の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。